

自動運転導入検討会議要綱

(設置)

第1条 自動運転を公共交通や端末交通へ活用することや自動運転導入に係る基盤整備の検討等を目的として、自動運転導入検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、委員及びオブザーバーをもって構成する。

2 検討会議の委員及びオブザーバーの定員は、定めないこととし、必要に応じて、適宜追加等を行うことができるものとする。

(役員を選任と職務)

第3条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、第1条の目的の達成に必要な助言を行う。

4 副委員長は、委員長が指名する者とする。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員及びオブザーバーの任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会議の議長は、委員長をもって充てる。

2 委員長は、必要があると認めるときには、検討会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(代理出席)

第6条 委員及びオブザーバーがやむを得ず出席できない場合であって、委員長が必要と認めるときは、委員及びオブザーバーは代理出席者を検討会議に出席させることができる。

(検討部会)

第7条 検討会議は、必要に応じて検討部会を設置することができる。

(公開)

第8条 検討会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合に

は、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月27日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。